UBS

【使用開始日　2026年6月26日】

投資信託説明書（交付目論見書）

年4回決算型

UBS中国A株ファンド（年4回決算型）

愛称：桃源郷・年4

追加型投信／海外／株式

○本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○**当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。**

○本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社]（ファンドの運用の指図を行う者）

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第412号

＜照会先＞

ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00～17:00）

[受託会社]（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三井住友信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券（株式 一般））	年4回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日（ユービーエス投資顧問株式会社設立）
資本金／22億円（2026年3月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額／4,692億円（2026年3月末現在）

- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBS中国A株ファンド（年4回決算型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月25日に関東財務局長に提出しており、2026年6月26日にその届出の効力が生じております。

©UBS2026.キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「UBS（CAY）ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド※」（以下「指定外国投資信託」ということがあります。）の投資証券および国内投資信託である「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）※」（以下「指定内国投資信託」ということがあります。）の受益権を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とします。

※それぞれの概要につきましては後述の追加的記載事項に記載する［投資対象とする投資信託証券の概要］をご覧ください。

ファンドの特色

1 構造変化を捉えて成長する企業が多く存在する中国本土（A株）市場に投資を行います。

・所得の拡大とともに消費者の「一歩上の生活」に対するニーズが高まっており、中国国内の構造変化が進んでいます。
・中国A株※1市場には、民間活力の力強さを背景に、中国の構造的変化を捉えて成長する企業が多く存在します。

2 中国A株の中でも、各セクターを代表するリーディング企業やリーディング企業に成長する可能性の高い企業の株式を中心に投資を行います。

・マーケット状況に応じて、業種配分を積極的に見直し、市場全体を上回るリターンを目指します。
・業種配分の見直しに際しては、成長性や割安度の観点を重視します。

3 UBSアセット・マネジメントが運用を行います。

・UBSアセット・マネジメントはグローバルな総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。
・中国A株の調査・運用にあたっては、「UBS SDIC Fund Management Company Limited」※2の情報も活用します。
・指定外国投資信託の運用は、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドが行います。

※1 中国企業の人民元建て株式。中国国内投資家が主に投資する企業で、一定の制限のもと外国人投資家も取引が可能。
※2 UBS SDIC Fund Management Company LimitedはUBS銀行と中国の国有投資持株会社である国家開発投資公司（SDIC）との合弁会社（中国現地法人）です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■特徴1　中国A株とは？

◎中国A株市場には、中国本土での事業を中心とした内需関連企業が多く、内需刺激策の恩恵を受けやすいと考えられます。

QFI（適格国外投資家）制度とは
中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受け、中国国家外貨管理局（SAFE）から認可を受けた国外投資家にのみ、人民元建て中国本土株（上海A株、深センA株）に直接投資することを認めた制度。

■特徴2　リーディング企業への厳選投資により投資成果を追求

◎当ファンドでは、リーディング企業、またはリーディング企業に成長する可能性の高い企業への厳選投資により市場を上回るリターンを追求します。
◎リーディング企業は、革新的な商品開発力やサービスの提供により、業界内で圧倒的な競争力を有する企業です。
◎市場シェアやブランド力を背景に、セクターの中でも高い株価上昇が期待できます。

◎ 当ファンドの仕組み

・中国A株を主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、中国A株に実質的な投資を行います。
・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

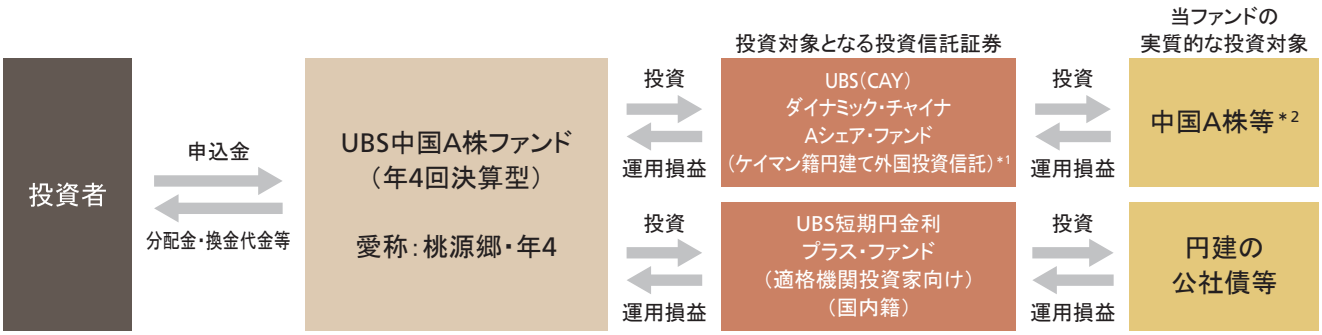

＊1　UBS（CAY）ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド（ケイマン籍円建て外国投資信託）はUBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドが運用・調査を行います。同ファンドの運用にあたっては、「UBS SDIC Fund Management Company Limited」より情報提供を受けます。
＊2　個別株式等の価格変動に運用成果が連動する有価証券等への投資を含みます。

◎ 運用プロセス

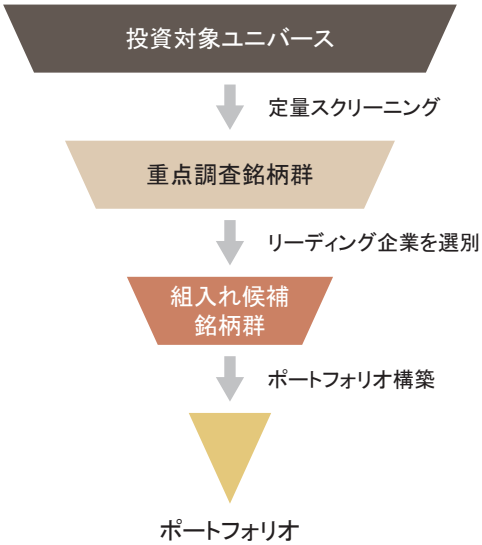

■上海および深センの両証券取引所に上場する主要な中国A株を投資対象
3,000銘柄程度

■投資ユニバースの中から定量的な観点で重点調査銘柄群をスクリーニング
200-300銘柄程度
- 時価総額、流動性、業種分散等
- 収益成長見通し、割安度

■重点調査銘柄群の中から組入れ候補となるリーディング企業を選別
100銘柄程度
- 良好なコーポレート・ガバナンス
- 実績を備え、今後も有効性を維持するビジネスモデル
- 強いキャッシュフロー創出力を備えるコア事業の存在
- 近い将来に有効活用される見通しを持つ資産の保有

■セクター配分やリスクコントロールを配慮してポートフォリオを構築
20銘柄程度
- 成長セクターにおけるリーディング企業に重点投資
- 業界平均を上回る収益成長見通しと株価の割安度を併せ持つ企業を選好
- 業界の方向性（トレンド）と循環面における位置（サイクル）を考察
- バリュエーションに応じた機動的な銘柄ウェイトの変更で、運用リターンの最大化を追求

2026年3月末現在

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 分配方針

年4回の毎決算時（原則毎年3月25日、6月25日、9月25日および12月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・収益分配金額は、計算期末の前営業日時点の基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。なお、基準価額水準が1万円（1万口当たり）を超えている場合には、分配対象額の範囲内で分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。
・収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。 ただし、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
株式への直接投資	行いません。
デリバティブの直接利用	行いません。ただし、投資対象となる投資信託証券においてはデリバティブ取引を行う場合があります。その場合は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
外貨建資産への直接投資	行いません。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

［投資信託で分配金が支払われるイメージ］

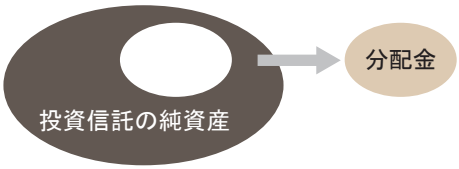

◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

［計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合］

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

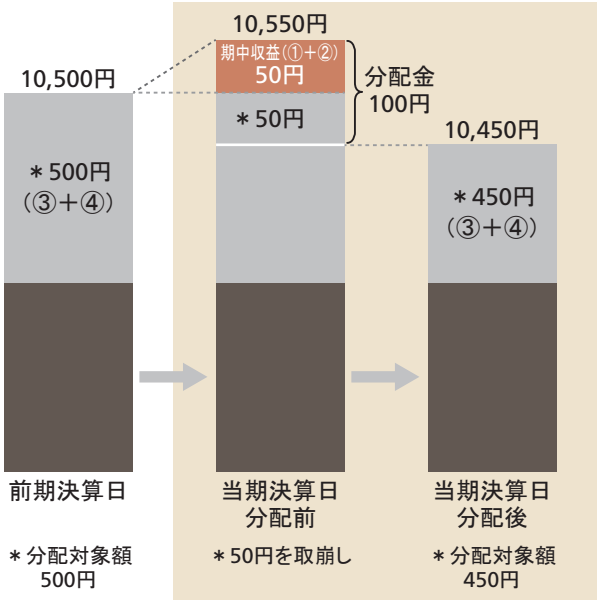

【前期決算日から基準価額が下落した場合】

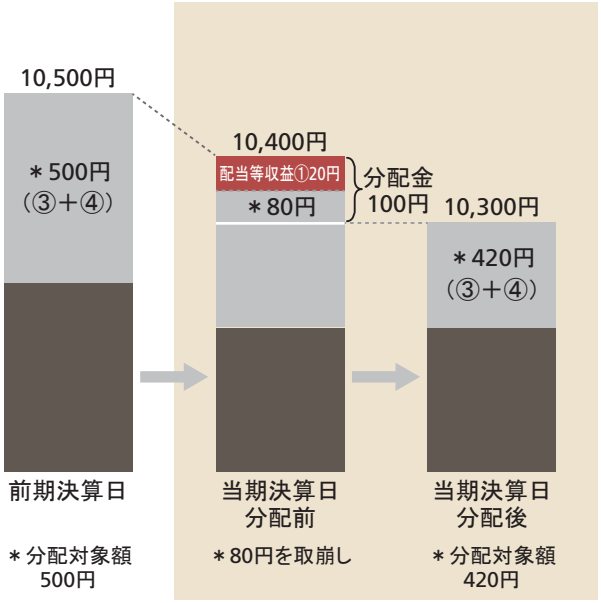

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

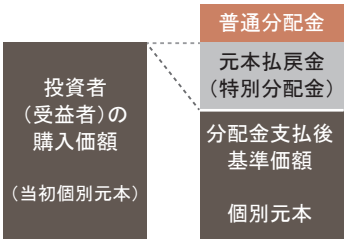

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】

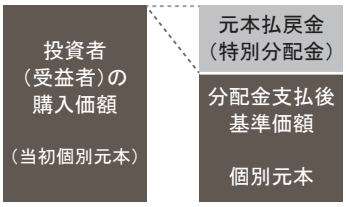

普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、全てのリスクについて記載されているわけではありません。

・中国A株投資を行う外国投資信託証券を組入れる場合のリスク

中国A株に投資する外国投資信託証券においては、少数の銘柄に集中投資する場合があり、そのため株式市場全体の動きと異なり、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、当該外国投資信託証券の特性やQFI制度※等中国証券制度上の制限や規制等の影響を受けることがあり、その場合、将来当該外国投資信託証券が実質的課税主体とみなされ所得税等の税金が課される可能性があること、証券決済がDVP取引以外の銘柄においては証券または決済代金の全額を失う可能性があること、一定期間は実質的に当該外国投資信託証券において証券の売却が行えない場合があり、また、一定の金額が当該外国投資信託証券内に留保される可能性があること、中国政府当局の裁量による送金規制等が導入される可能性があることなどから、当ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。

※QFI制度とは、中国証券監督管理委員会（CSRC）が認めた適格国外投資家に対してA株の売買を可能とする制度です。

・株式の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。

・カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

・為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

・公社債および短期金融商品に関する価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。また、ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

[クーリング・オフ]
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[分配金に関する留意点]
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

[流動性リスクに関する留意点]
当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

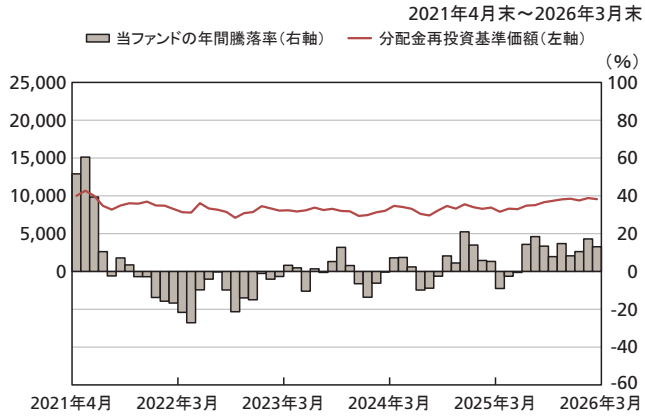

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年4月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年4月から2026年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

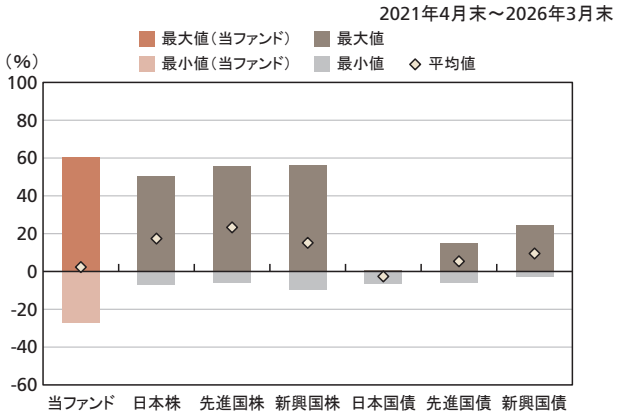

（%）

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	60.5	50.5	55.7	56.3	0.6	15.3	24.5
最小値	△ 27.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	2.3	17.4	23.3	15.1	△ 2.6	5.4	9.5

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年4月から2026年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2026年3月31日現在）

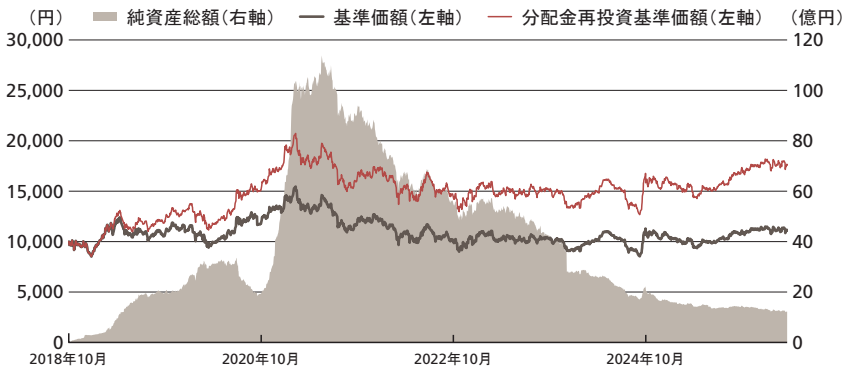

※分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2025年3月	0円
2025年6月	0円
2025年9月	250円
2025年12月	150円
2026年3月	0円
設定来累計	5,300円

主要な資産の状況（2026年3月31日現在）

資産別比率

銘柄名	投資比率
UBS（CAY）ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド（J Class）	95.04%
UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	0.00%
その他現金等	4.96%
合計	100.00%

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

組入上位10銘柄

	銘柄名	市場	業種	構成比
1	貴州茅臺酒	上海	消費	10.2%
2	福耀玻璃工業集団	上海	消費	9.1%
3	招商銀行	上海	金融	8.9%
4	雲南白薬集団	深圳	ヘルスケア	8.9%
5	美的集団	深圳	消費	8.0%
6	寧徳時代新能源科技	深圳	資本財	6.8%
7	中国移動	上海	コミュニケーション・サービス	6.1%
8	安琪酵母	上海	消費	4.9%
9	江蘇恒瑞医薬	上海	ヘルスケア	4.8%
10	中国平安保険（集団）	上海	金融	4.2%

※上記構成比は、「UBS（CAY）ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド（J Class）」における株式の評価総額合計に占める割合です。業種は、MSCI分類に準拠しています。

年間収益率の推移（2026年3月31日現在）

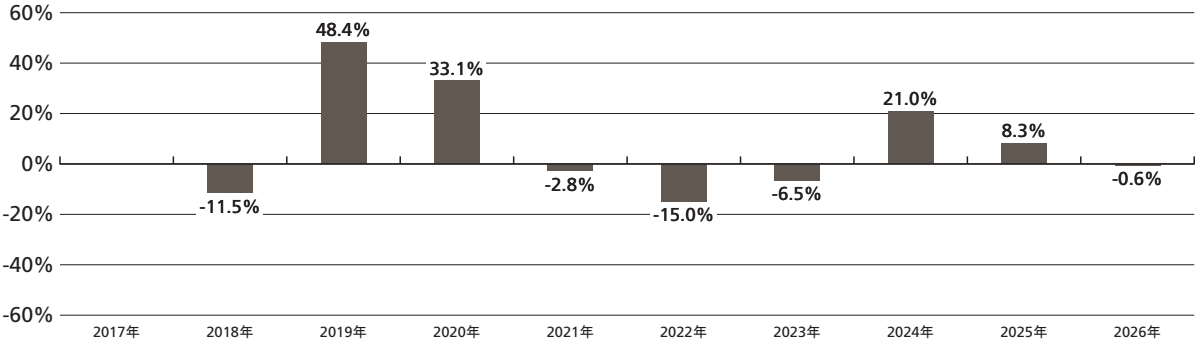

※2018年については当初設定日（2018年10月10日）から年末までの騰落率、2026年は年初から3月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 （基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年6月26日から2026年12月25日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
スイッチング	当ファンドと別の目論見書により募集を行う「UBS中国A株ファンド（年1回決算型）」との間でスイッチングが可能です。 ただし、販売会社によっては「UBS中国A株ファンド（年1回決算型）」の取扱いおよびスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
換金制限	信託財産の資金の管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日またはシンガポールもしくは香港の休日と同日の場合には、購入・換金申込みの受付は行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金申込の受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
信託期間	2018年10月10日から2045年9月25日まで ※受益者に有利であると認めたときは、信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	当初信託設定日より1年経過後（2019年10月10日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約（償還）することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として毎年3月25日、6月25日、9月25日および12月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年4回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。（再投資可能）
信託金の限度額	2,500億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月および9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.85%（税抜3.5%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用			
保有時	運用管理費用（信託報酬）	当ファンド	日々の純資産総額に対して年率1.243%（税抜年率1.13%）を乗じて得た額とします。 （運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率） 配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）		
			委託会社	0.30%	委託した資金の運用の対価
			販売会社	0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
			受託会社	0.03%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
			※運用管理費用（信託報酬）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
		投資対象とする投資信託証券	当ファンドの純資産総額に対して年率1.0635%程度 （委託会社が試算した概算値）		
		実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して年率2.3065%程度		
	その他の費用・手数料	諸費用（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%）として、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用			
			監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	
			印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等	
			実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用		
			売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	
			保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
			※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。		

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

［税金］

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※上記は、2026年3月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2025年9月26日～2026年3月25日

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.48%	1.24%	1.24%

（注1）対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

（注2）その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。

（注3）投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。

（注4）投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

（注5）上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

追加的記載事項

[投資対象とする投資信託証券の概要]

ファンド名	UBS（CAY）ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド（J Class）
ファンド形態	ケイマン籍外国投資法人の投資証券（円建て）
運用の基本方針	上海証券取引所および深セン証券取引所のA株を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所のA株
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッド

ファンド名	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）
ファンド形態	国内投資信託の受益権
運用の基本方針	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券を通じて、または直接わが国のCP（コマーシャル・ペーパー）、政府短期証券、コール市場等の短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行うことにより、短期円金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

MEMO

UBS